

島根地方最低賃金審議会

特定最低賃金専門部会

合同会議 会議資料

— そ の 1 —

資 料 目 次
(専門部会合同会議 令和8年9月25日開催)

特定最低賃金各専門部会委員名簿	No. 1
特定最低賃金の改正決定の諮問文（写）	No. 2
島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	No. 3
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋	No. 4
答申日別最短効力発生予定日一覧表	No. 5
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に関連する 各種助成金のリーフレット	No. 6

島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業
最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益 代表 表	藤本 晴久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
	松本 洋子	公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長
	森山 卓三	元 N H K 松 江 放 送 局 副 局 長
労 働 者 代 表	景山 誠	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 島 根 県 連 合 会 会 長
	高田 信一	ダ イ ハ ツ メ タ ル 労 働 組 合 中 央 書 記 長
	松田 英樹	プ ロ テ リ ア ル 労 働 組 合 安 来 支 部 支 部 長
使 用 者 代 表	多野 美和	協 同 組 合 島 根 県 鐵 工 会 専 務 理 事
	三好 洋平	ヒ ラ タ 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役
	森脇 建二	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
備 考	任 命 年 月 日 令和8年9月18日 五 十 音 順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益 代表	上代 真弓	元 出 雲 市 立 斐 川 図 書 館 館 長
	藤本 晴久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
	森山 卓三	元 N H K 松 江 放 送 局 副 局 長
労働 者 代表	飯田 美佳	ホ シ ザ キ 労 働 組 合 島 根 支 部 副 支 部 長
	團野 康宏	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 島 根 県 連 合 会 副 事 務 局 長
	福田 陽平	J A M 山 陰 副 書 記 長
使用 者 代表	達 俊彦	清 和 ジ ー テ ッ ク 株 式 会 社 代 表 取 締 役
	田中 浩二	山 陰 総 業 有 限 会 社 代 表 取 締 役 社 長
	森脇 建二	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
備考	任 命 年 月 日 令和8年9月18日 五 十 音 順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益 代表	小田川真一	元 山 陰 中 央 新 報 社 専 務 取 締 役
	上代 真弓	元 出 雲 市 立 斐 川 図 書 館 館 長
	藤本 晴久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
労 働 者 代 表	鐘撞 淳一	パナソニックソーラーシステム製造労働組合執行委員長
	多久和礼人	電 機 連 合 山 陰 地 方 協 議 会 事 務 局 長
	本藤 忠行	パナソニックインダストリー労働組合松江支部書記長
使 用 者 代 表	内田 博隆	株 式 会 社 ニ ッ ポ ー 取 締 役 島 根 事 業 所 長
	尾添 明夫	エ イ コ ー 電 子 工 業 株 式 会 社 管 理 部 長
	森脇 建二	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
備 考	任 命 年 月 日 令和8年9月18日 五 十 音 順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益 代表	小田川真一	元 山 陰 中 央 新 報 社 専 務 取 締 役
	藤本 晴久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
	森山 卓三	元 N H K 松 江 放 送 局 副 局 長
労 働 者 代 表	黒目 敏行	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 島 根 県 連 合 会 事 務 局 長
	田中 久義	ヒ ラ タ 精 機 労 働 組 合 組 合 長
	吉賀 知典	ワ イ テ ッ ク 労 働 組 合 島 根 地 区 支 部 長
使 用 者 代 表	林 昌治	三 刀 屋 金 属 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
	松本 悠	株 式 会 社 協 栄 フ ァ ス ナ ー 工 業 代 表 取 締 役 社 長
	森脇 建二	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
備 考	任 命 年 月 日 令和8年9月18日 五 十 音 順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益 代表	小田川真一	元 山 陰 中 央 新 報 社 専 務 取 締 役
	上代 真弓	元 出 雲 市 立 斐 川 図 書 館 館 長
	松本 洋子	公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長
労 働 者 代 表	成相 晃司	島 根 日 産 自 動 車 労 組 執 行 委 員 長
	山中 秀作	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長
	米原 大貴	島 根 ト ヨ タ グ ル ー プ 労 働 組 合 書 記 長
使 用 者 代 表	井野 廣行	島根トヨペット株式会社取締役管理本部長総務経理部長
	狩野 浩之	株 式 会 社 ホ ン ダ カ ー ズ 島 根 取 締 役 会 長
	橋本 浩一	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 事 務 局 長
備 考	任 命 年 月 日 令和8年9月18日 五 十 音 順 敬称略	



島労発基0901第8号
令和8年9月1日

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本 晴久 殿

島根労働局長
中村 昭彦



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第3号）

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第5号）

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第4号）

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第6号）

島根県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第5号）

島根地方最低賃金審議会
島根県製鋼・製鋼王延業、鉄素型材製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼王延業、鉄素型材製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会

長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No.5

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No.5

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月14日(水)		10月29日(木)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月24日(火)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		11月26日(木)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		11月30日(月)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月2日(水)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月4日(金)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月7日(月)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月9日(水)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月11日(金)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月14日(月)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No.5

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
11月26日(木)		12月11日(金)		12月16日(水)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		12月18日(金)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		12月21日(月)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		12月22日(火)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		12月23日(水)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		12月24日(木)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		12月25日(金)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		12月28日(月)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月4日(月)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月5日(火)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月6日(水)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月7日(木)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月8日(金)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月12日(火)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月13日(水)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月14日(木)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月15日(金)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月18日(月)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月19日(火)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月20日(水)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		1月21日(木)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		1月22日(金)		2月2日(火)		3月4日(木)
1月5日(火)		1月20日(水)		1月25日(月)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		1月26日(火)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		1月27日(水)		2月5日(金)		3月7日(日)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料No.5

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
1月8日(金)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		1月28日(木)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月11日(月)		1月26日(火)		1月29日(金)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月1日(月)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月2日(火)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月3日(水)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月4日(木)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月5日(金)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月8日(月)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月9日(火)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月10日(水)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月12日(金)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月15日(月)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月16日(火)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		2月17日(水)		3月1日(月)		3月31日(水)

賃金引き上げ¹⁾の支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	6～360 万円(※2)	25～100 万円
労働時間短縮・ 年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル 導入コース	50～150万円		

活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～ ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み
(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R8.8)

